

# 消防法における公表の対象となる違反の条文の抜粋

消防法[昭和 23 年7月 24 日法律第 186 号]

## 第1章 総 則

(省略)

## 第2章 火災の予防

[防火管理者]

### 第8条

学校, 病院, 工場, 事業場, 興行場, 百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。), 複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。), その他多数の者が出入し, 勤務し, 又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は, 政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め, 当該防火対象物について消防計画の作成, 当該消防計画に基づく消火, 通報及び避難の訓練の実施, 消防の用に供する設備, 消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備, 火気の使用又は取扱いに関する監督, 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は, 同項の規定により防火管理者を定めたときは, 遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも, 同様とする。

[共同防火管理協議]

### 第8条の2

高層建築物(高さ31メートルを超える建築物をいう。第8条の3第1項において同じ。), その他政令で定める防火対象物で, その管理について権原が分かれているもの又は地下街(地下の工作物内に設けられた店舗, 事務所その他これらに類する施設で, 連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。), 等でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は, これらの防火対象物について, 消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項で総務省令で定めるものを, 協議して, 定めておかななければならない。

- 2 前項の権原を有する者は, 同項の総務省令で定める事項を定めたときは, 遅滞なく, その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも, 同様とする。

[防火対象物の点検及び報告]

### 第8条の2の2

第8条第1項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は, 総務省令で定めるところにより, 定期に, 防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの(次項, 次条第1項及び第36条第3項において「防火対象物点検資格者」という。), に, 当該防火対象物における防火管理上必要な業務, 消防の用に供する設備, 消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持

その他火災の予防上必要な事項(次項、次条第1項及び第36条第3項において「点検対象事項」という。)がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省令で定める基準(次項、次条第1項及び第36条第3項において「点検基準」という。)に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、第17条の3の3の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。

〔避難上必要な施設等の管理〕

#### **第8条の2の4**

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。

〔自衛消防組織の設置〕

#### **第8条の2の5**

第8条第1項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

### **第3章 危険物**

(省略)

### **第4章 消防の設備等**

〔消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外〕

#### **第17条**

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

- 2 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告〕

### **第 17 条の3の3**

第 17 条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

第 5 章以下省略